

改正案

現行

<p>（外国会社の許可の申請）</p> <p>第七条 法第十七条第一項の許可を受けようとする会社は、許可申請書に次に掲げる書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 社債募集に関し取締役の過半数の一致があつたことを証明する書面若しくは取締役会（金融機関にあつては、理事会）の議事録（会社法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合においては、当該場合に該当することを証明する書面。以下同じ。）</p> <p>三 同法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたことを証明する書面（当該取締役会の議事録を含む。）</p> <p>四 若しくは同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証明する書面（当該取締役会の議事録を含む。）</p> <p>五 又は業務を執行する社員の過半数の一致があつたことを証明する書面</p> <p>三十七 （略）</p> <p>（会社分割の届出）</p>	<p>（外国会社の許可の申請）</p> <p>第七条 法第十七条第一項の許可を受けようとする会社は、許可申請書に次に掲げる書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 社債募集に関し取締役の過半数の一致があつたことを証明する書面若しくは取締役会（金融機関にあつては、理事会）の議事録（会社法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合においては、当該場合に該当することを証明する書面。以下同じ。）</p> <p>三 若しくは同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証明する書面（当該取締役会の議事録を含む。）</p> <p>四 又は業務を執行する社員の過半数の一致があつたことを証明する書面</p> <p>三十七 （略）</p> <p>（会社分割の届出）</p>
--	--

第二十一条 信託会社（銀行法、信託業法又はその他の特別の法律により金融庁長官等に会社分割の認可の申請をする信託会社を除く。）が会社分割をしようとするときは、債権者の異議の催告等（会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告（ ）をいう。以下この条において同じ。）をした後、遅滞なく、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならぬ。

一〇七（略）

八 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八條第五号又は第七百六十三條第一項第十号に該当するときは、同法第二百九十三條第一項の規定による公告をしたことを証明する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証明する書面

第二十一条 信託会社（銀行法、信託業法又はその他の特別の法律により金融庁長官等に会社分割の認可の申請をする信託会社を除く。）が会社分割をしようとするときは、債権者の異議の催告等（会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告（ ）をいう。以下この条において同じ。）をした後、遅滞なく、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならぬ。

一〇七（略）

八 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八條第五号又は第七百六十三條第十号に該当するときは、同法第二百九十三條第一項の規定による公告をしたことを証明する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証明する書面